

# 「(仮称) 次期桐生市総合計画」策定方針

平成30年5月

## 1. 計画策定の趣旨

---

桐生市では、平成19年度に、合併後の一体的なまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくことを目的として「桐生市新生総合計画」(計画期間：平成20年度～平成29年度)を策定し、様々な分野で施策を推進してきました。

また、平成27年度には人口減少克服・地方創生に特化した「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間：平成27年度～平成31年度。以下「総合戦略」という。)を策定し、国に先駆けて実施してきた人口減少対策のさらなる推進や、活力に満ちた地域社会の構築に向けて本格的な施策や事業の展開に取り組んでいるところです。

このような中、新生総合計画の計画期間が平成29年度をもって終了を迎えるに当たり、今後の本市における総合計画のあり方について検討を行った結果、新生総合計画と総合戦略の計画終了年度を一致させること、また、次期総合計画については計画期間を市長任期と整合させることが望ましいとの判断に至り、平成30年3月に、新生総合計画の計画期間を平成31年度まで2年間延長する改訂を行いました。

改訂後の計画期間が終了した後も、持続可能な発展を目指し、中長期的な視点に立って総合的かつ計画的にまちづくりを進める必要があることから、平成32年度を初年度とする新たな総合計画を策定しようとするものです。

## 2. 計画の位置付け

---

平成23年の地方自治法改正により、総合計画基本構想の策定義務はなくなりましたが、今後も中長期的な展望をもったまちづくりの基本的な考え方や方向性を定め、市民に示すことは行政の責任であると考え、平成29年3月に、市議会の議決を得て総合計画基本構想を策定することを定めた「桐生市総合計画条例」を制定しました。

その条例において、総合計画は、市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画で構成されるものと定義され、個別の行政分野に関する計画が整合を図るべき、市の最上位計画と位置付けられています。

### 3. 計画策定の基本的な考え方

---

#### (1) 市政運営の根幹となる計画

これまで5年間としていた基本計画の計画期間を4年間とし、市長任期と整合を図ることにより市長公約を可能な限り反映した計画とするとともに、社会経済情勢や環境の変化に、より柔軟に対応できる計画とします。また、基本計画の施策体系に則して、個別の行政分野に関する計画との関連性を明確にします。

#### (2) 総合戦略を包含した計画

新生総合計画に引き続き、人口減少問題を最重要課題として位置付けるとともに、人口減少克服及び地方創生を目的とする総合戦略を総合計画の基本計画における重点施策として位置付け、その内容を包含した一体的な計画として策定します。

#### (3) 地域の特性を生かした計画

伝統や文化、自然や産業など各地域が持つ特性を生かし、魅力の向上と活性化を図りながら、全市域の一体的な発展を目指す計画とします。

#### (4) 検証可能で実効性の高い計画

計画の成果・効果を的確に検証することができ、事業内容の見直しや予算配分などに検証結果を適時適切に反映できる計画を目指します。

#### (5) 分かりやすい計画

構成や表現などが簡潔明瞭であり、誰にとっても分かりやすい計画を目指します。

#### (6) その他考慮する点

幸せリーグ<sup>\*1</sup>の研究成果を踏まえ、市民意識調査において幸福実感度の把握を行い、市民の幸福実感の向上を目指した計画づくりに努めます。また、「持続可能な開発目標(SDGs)」<sup>\*2</sup>達成に向けた観点を取り入れた計画づくりに努めます。

---

\*1 幸せリーグ(住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合)は、幸福度を指標にまちづくりを進めている東京都荒川区が発起人代表となり、平成25年6月に設立された連合体であり、桐生市は設立当初より参加しています。誰もが幸福を実感できる地域社会を築いていくことを目指し、参加する自治体が連携し、研究を行っています。

\*2 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標であり、全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

#### 4. 計画の名称

桐生市総合計画審議会では計画案の審議を行う中で、検討を行います。  
名称が決定するまでの間は「(仮称) 次期桐生市総合計画」とします。

#### 5. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

(1) 基本構想：8か年（平成32（2020）年度～平成39（2027）年度）

市のまちづくりの基本テーマ（理念）、将来都市像及びこれらを実現するための施策の大綱を示すもので、本市が「目指すべきまちの姿」を定めるものです。

(2) 基本計画：4か年（前期：平成32（2020）年度～平成35（2023）年度

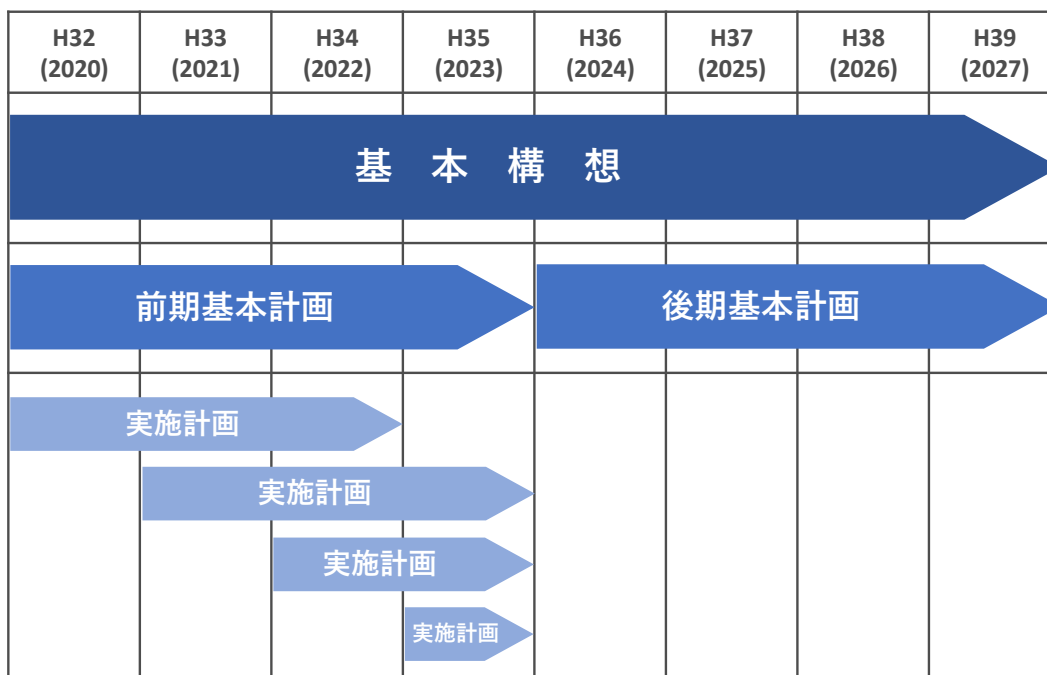
／後期：平成36（2024）年度～平成39（2027）年度）

基本構想を実現するための基本的な施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。

(3) 実施計画：基本3か年（毎年度、ローリング方式により見直し）

基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、財政的な裏付けをもって事務事業の内容を具体的に定めるものです。

<イメージ図>



## 6. 策定体制

### (1) 庁内体制

総合計画策定委員会（部長級職員）を中心に、総合計画策定準備委員会（課長級職員）、各部・課、事務局が連携し、全庁を挙げて計画策定に当たります。

### (2) 市民参画

市民意識調査（アンケート）、市民提言及び意見提出手続（パブリックコメント）の実施、地域懇談会などの既存組織の活用、総合計画審議会委員の公募など、計画策定の各段階において市民参画の機会を設け、広く市民意見を聴取し、反映するよう努めます。

### (3) 桐生市総合計画審議会

学識経験者や公共的団体等の代表者、公募委員などから構成される桐生市総合計画審議会を設置し、市長の諮問に基づく基本構想及び基本計画に関する調査及び審議を踏まえた答申をいただきます。

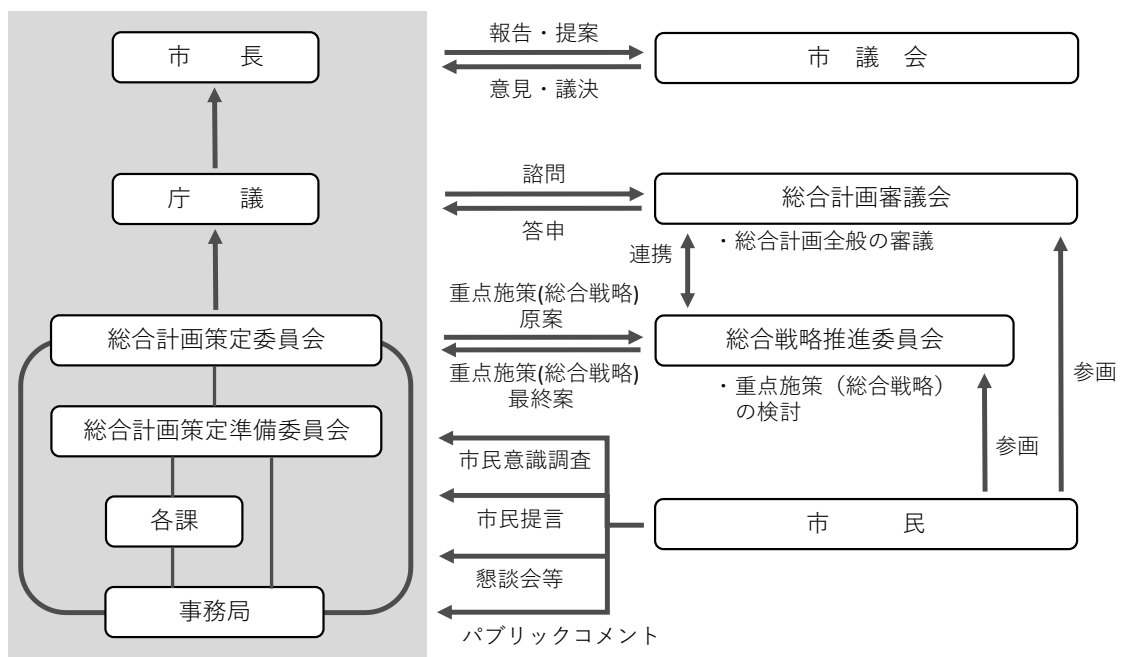
### (4) 桐生市総合戦略推進委員会

産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の有識者から構成される桐生市総合戦略推進委員会において、重点施策（総合戦略）の検討及び協議を踏まえた意見をいただきます。

### (5) 市議会

総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行うとともに、桐生市総合計画条例に基づき、基本構想を議案として提出します。

#### <策定体制図>



## 7. 策定スケジュール

平成 30・31 年度の 2 か年で策定します。

平成 30 年度に、基礎調査や市民意識調査等を実施するとともに、桐生市総合計画審議会へ総合計画の策定について諮問し、基本構想及び基本計画の検討を行います。また、桐生市総合戦略推進委員会において重点施策（総合戦略）の検討を行います。

平成 31 年度に、意見提出手続（パブリックコメント）の実施、総合計画審議会からの答申等を経て、平成 31 年桐生市議会第 4 回定例会（12 月予定）へ基本構想の策定に関する議案を提出します。

○主な策定スケジュールは、以下のとおりです。

	平成30年度				平成31年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
作業内容	基礎調査の実施							
		基本構想の検討						● 公表
		基本計画の検討						● 公表
総合計画 審議会		● 諮問		審議			答申	
総合戦略 推進委員会		●	重点施策（総合戦略）の検討					
市民参画	● 市民意識調査、市民提言等					● パブリックコメント		
市議会	●			適宜、報告				● 議案提出

※ スケジュールは予定のため、今後、変更となる場合があります。